

公益財団法人香川県スポーツ協会賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人香川県スポーツ協会定款第49条の規定に基づき、賛助会員（以下「会員」という）に関し、必要な事項を定める。

(会 員)

第2条 会員とは、本会定款第3条及び第4条の目的、事業に賛同した者をいう。

(会 費)

第3条 会員は、次に定める会費を毎年納入するものとする。

- (1) 企業、団体会費 年額 20,000円を1口として1口以上
- (2) 個人会員 年額 1,000円を1口として1口以上

(免税募金)

第4条 会費は、免税取扱いとする。

(特 典)

第5条 本会は、会員に対し、機関誌の配布を行うものとする。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

附 則

この規程は、平成7年5月1日から施行する。

この規程は、公益財団法人香川県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。